

## マイナンバー制度の情報連携の本格運用開始に伴い省略可能となる添付書類(主なもの)

種類	事務手続	所管部署	省略可能となる添付書類 <small>(主なもの)</small>
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別児童扶養手当の支給の申請	障害福祉課	住民票の写し 課税証明書
障害者総合支援法	自立支援医療費の支給の申請	障害福祉課	課税証明書
	障害福祉サービス(介護給付費・訓練等給付費の支給など)の申請	障害者相談支援室	課税証明書 生活保護受給証明書
児童福祉法	障害児通所支援(障害児通所給付費の支給など)の申請	障害者相談支援室	課税証明書 生活保護受給証明書
生活保護法	生活保護の申請	生活支援課	課税証明書 雇用保険受給証明書 特別児童扶養手当証書
児童手当法	児童手当の支給の申請	こども福祉課	課税証明書
児童扶養手当法	児童扶養手当の支給の申請	こども福祉課	住民票の写し 課税証明書 特別児童扶養手当証書
母子及び父子並びに寡婦福祉法	自立支援給付金の支給の申請	こども福祉課	課税証明書

備考 1 柏市にお住まいの方については、申請時に情報利用に関する同意をいただく等の理由により、既に添付書類の提出を省略する取扱いとさせていただいている場合もあります。

2 上の表に掲載した事務手続や添付書類以外にも、マイナンバーを提供いただくことにより、省略が可能となる添付書類があります。詳細については、事前に、各事務手続を所管する部署からのご案内(ホームページ、パンフレット等)をご確認ください。